

Ⅲ 児童福祉

児童相談については、児童相談所が主体となって当たっており、福祉事務所では児童福祉法に規定されている事務として、「助産の実施に関する事務」及び「母子保護の実施に関する事務」を行っている。

（Ⅲ－１）施設入所措置の状況

（単位：件）

区 分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
施設 入所 措置	助産施設	０	０	０	０	０
	母子生活支援施設	０	０	０	１	０
	合 計	０	０	０	１	０